

令和 2 年度福祉医療貸付事業の融資方針について

1 はじめに

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉医療政策に即して、民間の社会福祉事業施設及び医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の融資を実施することにより、福祉、介護サービス及び医療を安定的かつ効率的に提供する基盤の整備を推進している。

国においては、ニッポン一億総活躍プラン、地域包括ケアシステムの推進や地域医療構想の達成に向けた取組みなど、社会保障制度の充実強化が進められており、今後とも社会福祉事業施設及び医療施設等を着実に整備していく必要がある。

また、社会福祉事業施設及び医療施設等を取り巻く環境は、これら施設に従事する職員の不足、厳しい財政状況を反映し、経営状況は益々厳しさを増している。

更に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する支援については迅速かつ機動的な対応が必要とされている。

このような状況を踏まえ、令和 2 年度における福祉医療貸付事業を適切に実施するため、以下のとおり予算を確保するとともに、融資方針に基づき事業を行う。

2 令和 2 年度予算

(1) 貸付事業規模

令和 2 年度予算においては、ニッポン一億総活躍プラン等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付事業枠として、貸付契約額 3,021 億円、資金交付額 2,825 億円を確保し、貸付原資として財政融資資金 2,594 億円、自己資金 231 億円（財投機関債 200 億円を含む。）を予定する。

(2) 融資条件の改善内容

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する対応については、担保条件や利率等について融資条件を大幅に拡充した。

また、令和 2 年度予算における融資条件の主な新規事項は以下のとおり。

- 福祉施設や医療施設は、地域の重要な福祉医療基盤であり、災害を受け被災した場合、ライフラインの停止は生命にかかわる重大な危機を招くことから、非常用自家発電設備及び給水設備の設置に対する融資条件を優遇する。（令和元年度補正予算対応）
- 老朽化が進んだ特別養護老人ホーム等の施設機能を維持するための改築について、融資条件を優遇する。
- 児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化が推進されていることから、当該整備に対する融資条件を優遇する。
- 厚生労働大臣から評価・認定を受けた医師が医師少数区域等において、病院や

診療所を新たに開設した場合、融資条件を優遇する。
(別添2「令和2年度福祉医療貸付事業予算の概要」参照)

3 基本的な融資方針

上記のことを踏まえ、福祉医療貸付事業においては、国の推進する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備事業、スプリンクラー整備事業、社会福祉施設の耐震化整備事業、病院の耐震化整備事業、医療機能分化の観点から特定病院の整備事業、中小規模病院の整備事業などの支援を重点的に行うこととし、原則として、借入申込みがあった施設等の整備計画が当該地域における介護保険事業計画、障害福祉計画及び医療計画等に沿ったものであり、当該自治体の福祉・医療政策上必要であると認められるものについて融資を行う。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震、昨今の激甚災害の被災地支援のため、被災施設等に対する復旧・復興事業や、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者への支援に対しては、引き続き優先的に相談、融資を行う。

融資にあたっては、機構ホームページに公表している「融資のポイント（ガイドライン）」に基づき、次の事項を主な留意点として位置づけ、十分に確認しながら融資を進めることとし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する支援等、特に緊急を要するものについては、処理を迅速化させ、事業者の資金需要に的確に対応する。

① 適切な事業計画

融資対象施設等の利用定員等が、当該地域の利用ニーズに比して過大で、施設開設後の稼働率が計画を下回り、当初見込んだ収入が得られず、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが見受けられることから、当該地域における利用ニーズが的確に反映された計画であるか。

また、施設開設までの経営資金（運転資金）については、概ね月額収入の2か月分の計上を目安としているが、近年の人材確保事情を踏まえ、不足した場合の資金調達方法等があるか。

② 収支差額に見合った借入額

整備面積が過大であったり、必要以上に過剰な設備であることなどにより施設整備費が多額となり、借入額も増大することで、結果的に借入金の償還額が融資対象施設等から得られる収支差額を上回ってしまうケースが見受けられることから、収支差額に見合った整備、借入額であるか。

なお、借入額は協調融資等も含めた借入金であり、原則として今次整備施設単体の収支差額で借入金返済が可能であるか。

③ ガバナンス態勢の確保

法人及び施設の経営にあたっては、法人代表者及び施設長等のリーダーシップとそ

れを支える経営管理態勢が確保され、財務内容が健全であることが重要であることから、ガバナンス態勢がどのように構築されているか。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

④ 従業員の確保

近年、融資対象施設等の従業員については、その確保が難しくなっており、人員が確保できないことにより稼働率が低迷し、予定した収入が得られず業況が悪化し、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが散見されることから、従業員の確保計画が策定されているか、また、採用見込みは妥当か。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

⑤ 協調融資制度の推進

機構と民間金融機関との協調融資については、施設整備等に係る資金調達を円滑に進めることを目的として、その利用を促進してきたところであるが、近年における従業員の不足や厳しい施設経営状況を踏まえ、経営の安定化のための経営資金の確保など多様な民間金融機関の資金の役割も増していることから更なる協調融資（併せ貸しを含む。）の活用を推進する。

なお、平成 29 年度から融資対象面積が 5,000 m²を超える大規模施設の借入申込案件については、原則として協調融資の利用を前提とすることとしている。

⑥ 補助金等が交付されない整備

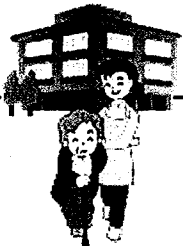
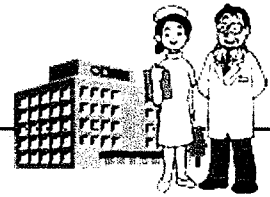
国、地方公共団体等の補助金・交付金等が交付されない整備事業については、施設等の安全確保、維持等のために必要な緊急性の高いものにあつては、当該自治体の意見を踏まえ、融資対象とする。

令和2年度福祉医療貸付事業 予算の概要

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部

目 次

I	福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画	1
II	貸付条件の改正（新規（拡充）事項）	2
III	貸付条件の改正（継続事項）	11
IV	貸付制度の見直し	13



I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区 分		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	対前年度	
				増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	2,166	1,748	△418	80.7%
	資金交付	2,015	1,789	△226	88.8%
医療貸付	貸付契約	1,142	1,273	131	111.5%
	資金交付	1,153	1,036	△117	89.9%
合 計	貸付契約	3,308	3,021	△287	91.3%
	資金交付	3,168	2,825	△343	89.2%

1

II 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- (1) 老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充
- (3) 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の拡充
(防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充：令和元年度補正予算対応)

◎ 福祉貸付事業

- (4) 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設
- (5) 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

◎ 医療貸付事業

- (6) 医師少数区域等における病院・診療所の融資条件の優遇措置の創設
- (7) 地域医療構想支援資金に係る融資条件の優遇措置の拡充

2

（1）老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

すでに整備されている特別養護老人ホーム等については、古いものでは築30年経過しており、老朽化が進行しています。老朽化が進んだ特別養護老人ホーム等の施設機能を維持するための改築について、貸付利率の優遇を行います。

※ 太字下線部分を拡充

区分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
対象施設等	特別養護老人ホーム、ケアハウス （定員30人以上の施設に限ります） 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（A型及びB型） 介護老人保健施設 介護医療院	左記のうち、 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院
貸付利率	基準金利+0.1%	基準金利同率

（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充

平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域の振興を促す施策として改正地域再生法に基づく「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想を推進するため、「生涯活躍のまち」の地域に整備する福祉施設、医療施設に対して優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

区分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
対象施設等	融資対象施設	都道府県・市町村において策定した地域再生計画に示された地域に整備する融資対象施設
融資率	70%~80%	90%
償還期間 （据置期間）	20年~30年以内 （2年~3年以内）	30年以内 （3年以内）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

新規（拡充）事項

（3-1）自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の拡充 （防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）【令和元年度補正予算対応】

福祉施設や医療施設については、地域の重要な福祉医療基盤であり、災害を受け被災した場合、早急な復旧が求められるとともに、災害時の地域の拠点としての役割も求められます。
福祉施設、医療施設において、自家発電装置または給水設備の導入に対し、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

【福祉貸付事業】

区分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
融資率	70%~80%	補助事業の場合(注1)： 95%（施設本体を含む） 補助事業以外の場合： 95%（自家発電設備及び給水設備のみ）
貸付利率	基準金利同率~基準金利+0.5%	補助事業の場合(注1)： 基準金利同率（据置期間中無利子）(注2) 補助事業以外の場合： 基準金利同率(注2)

(注1) 交付要綱等において、自家発電設備整備または給水設備整備のための補助事業であることが確認できるものに限り、
(注2) 当該貸付利率の適用は、自家発電設備部分及び給水設備部分のみを対象とします。

5

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

新規（拡充）事項

（3-2）自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の拡充 （防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）【令和元年度補正予算対応】

【医療貸付事業】

※ 太字下線部分を拡充

区分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
貸付限度額	病院、介護老人保健施設： 7.2億円+自家発電設備所要額	病院、介護老人保健施設： 7.2億円+自家発電設備所要額+ 給水設備所要額
	診療所：5億円+自家発電設備所要額	診療所： 5億円+自家発電設備所要額+ 給水設備所要額
	介護医療院：12億円	介護医療院： 12億円+ 自家発電設備所要額+給水設備所要額
融資率	《自家発電設備整備を伴う場合》 施設本体：病院、診療所…85% 介護老人保健施設…80% 介護医療院…90%（通常） 自家発電設備所要額：95%（注1）	補助事業の場合(注2)： 95%（施設本体を含む） 補助事業以外の場合： 95%（自家発電設備及び給水設備のみ） 80%~90%（施設本体）
貸付利率	基準金利同率~基準金利+0.5%	補助事業の場合(注2)： 基準金利同率（据置期間中無利子）(注3) 補助事業以外の場合： 基準金利同率(注3)

(注1) 介護医療院は今次より対象施設として追加します。
(注2) 交付要綱等において、自家発電設備整備または給水設備整備のための補助事業であることが確認できるものに限り、
(注3) 当該貸付利率の適用は、自家発電設備部分及び給水設備部分のみを対象とします。

6

(4) 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設

《取扱期間》
令和2年度まで

生計困難者の受け皿としての機能を求められた無料低額宿泊施設については、社会福祉法改正に伴い法令上の規制を強化するとともに、利用者の日常生活上の支援を提供するため生活保護法を改正し「日常生活支援住居施設」が創設されました。

創設された日常生活支援住居施設の整備に対する融資条件は以下のとおりです。

※ 太字下線部分を創設

区分	[融資条件]	(参考) 無料低額宿泊施設に対する融資条件
貸付の相手方	社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人 一般社団・財団法人、NPO法人	社会福祉法人、日本赤十字社
貸付利率	基準金利同率	基準金利同率
融資率	75%	75%
償還期間 (据置期間)	20年以内 (2年以内)	20年以内 (2年以内)

(5) 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

児童養護施設及び乳児院においては、家庭養護を原則とし、小規模化・地域分散化が進められています。児童養護施設及び乳児院における更なる小規模化または地域分散化を推進するため、小規模化・地域分散化の整備に対し、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

区分	[融資条件]	(参考) 児童養護施設、乳児院に対する融資条件
対象施設	児童養護施設、乳児院 (小規模かつ地域分散化を図る整備に限ります)	児童養護施設、乳児院
融資率	90%	75%
償還期間 (据置期間)	30年以内 (3年以内)	20年以内 (2年以内)

（6）医師少数区域等における病院・診療所の融資条件の優遇措置の創設

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講じるものとして、平成30年7月に「医療法及び医師法を一部改正する法律」が成立しました。

同法では、医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行った医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度が創設されたところです。

認定を受けた医師が、医師少数区域等において、病院、診療所を開設する際の建築資金等の優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を創設

区分	【 融資条件 】	（参考） 医療貸付における現行の新設融資条件
対象法人	個人、医療法人等	個人、医療法人等
融資率	90%	60～70%
貸付利率	基準金利同率	基準金利同率
償還期間（据置期間）	最長30年（据置期間3年）	最長30年（据置期間3年）

（注）医師少数区域等での病院、診療所の新設のみを対象とします。

9

（7）地域医療構想支援資金に係る融資条件の優遇措置の拡充

＜取扱期間＞
令和7年度まで

地域医療構想については、平成29年度以降、各都道府県における地域医療構想調整会議において、具体的対応方針の協議が進められることとなっており、その中でも公立・公的医療機関等については、地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編統合の議論を進めるよう国から要請がなされていますが、民間医療機関においても、地域医療構想調整会議が進むにつれて機能分化や連携のための合併等が今後進んでいくと予想されています。

地域における適切な医療提供体制を確保していくためにも、地域医療構想に資する合併等が円滑に行われるようにする必要があるので、地域医療構想支援資金に係る貸付利率の優遇を実施するとともに、更に同構想の実現のために、病院の統廃合も必要となった場合、廃止される病院の残債処理が課題となり、統廃合自体が進められないという事案もあることから、同構想に基づく統廃合であって、廃止される病院の残債処理に係る借換資金に対し、必要な補助（利子補給）が行われる場合に限り、貸付限度額や償還期間の優遇を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

区分	【 現行の融資条件 】		【 新たな融資条件 】
	地域医療構想支援資金	地域医療構想支援資金	本記のつる、廃止される病院の残債に対して融資する場合（注1、注2）
貸付限度額	病院5億円・診療所3億円	現行に同じ	病院13.6億円
償還期間（据置期間）	10年以内（4年以内）	現行に同じ	20年以内（2年以内） （注3）
貸付利率	基準金利+0.8%	基準金利+0.3%	基準金利+0.3%

（注1）病院の統合等により残債を処理する際に必要な補助（利子補給）が行われる場合に限りです。

（注2）民業補完性の観点から、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提とします。

（注3）特に必要と認められる場合に限りです。

10

III 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉貸付事業

(1) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇融資

11

◎ 福祉貸付事業

継続事項

(1) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》
令和2年度まで

平成18年度予算において、アスベスト（石綿）対策にかかる優遇融資を実施し、以降、毎年度制度を継続しています。

令和2年度においても、引き続き、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分		[現行の優遇融資]	[改正後の優遇融資]	(参考) 通常の融資制度	
融資率	・特定有料老人ホーム ・営利法人が行う 在宅サービス事業等	75%	同 左	70%	
	・上記以外の事業で通常の 融資率が75%の事業	80%		75%	
貸付利率	・保育士養成施設、営利法人 が行う在宅サービス事業等 通常の利率が基準金利+0.2 %以上の事業	基準金利+0.1%		同 左	基準金利+0.2% 基準金利+0.5%
	・介護関連施設	基準金利+0.05%			基準金利+0.1%
取 扱 期 間		令和元年度まで	令和2年度まで	—	

12

IV 貸付制度の見直し

◎ 福祉貸付事業

- (1) 再生可能エネルギー等施設整備事業の廃止
- (2) エコ対策事業（省エネルギー効果が25%以上の設備整備資金（再生可能エネルギーの利用））の廃止


◎ 医療貸付事業

- (1) 介護老人保健施設の機械購入資金の融資率の引き下げ
融資率75%から70%へ引き下げ

13

◆ お問い合わせ先 ◆

◎ 個別の融資に関するお問い合わせ



区分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9940
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】（東日本）石川県、岐阜県、三重県より東の地域

（西日本）福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域（医療貸付事業は沖縄県を除きます。）

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課（Tel.03-3438-4756）にお問い合わせください。

◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9282
医療貸付事業		03-3438-9293

14